

管 発 第 7 9 6 号
平成12年3月28日

土 木 部 各 課 長
各土木建築（土木）事務所長
隠岐支庁土木建築局長
隠岐支庁空港建設局長
浜田河川総合開発事務所長 様
高速道路事務所長
出雲空港管理事務所長
宍道湖東部浄化センター所長
宍道湖西部浄化センター所長

土 木 部 長
（ 管 理 課 ）

入札及び契約事務について（通知）

建設工事の入札、及び契約事務の取扱については、島根県会計規則（昭和39年規則22号）、建設工事請負契約書の書式（平成8年島根県告示第347号）、入札執行要領（平成7年3月27日管発第753号）等により行われていますが、下記事務については、平成12年4月1日から本通知により処理することとしましたので、適正に事務処理をされますようお願いいたします。なお、昭和52年1月17日付け管発第445号土木部長通知は廃止します。

記

1. 入札書のあて名について
入札書のあて名は、所長に委任された事務であると否とにかかわらず知事名とすること。
2. 入札（見積）調書について
 - (1) 入札者氏名、及び落札決定者氏名欄は、個人営業の場合は個人名とし、法人（株式会社、合資会社等）にあつてはこれらの会社名を記すこと。また、代理人が入札した場合も、個人営業の場合は被代理人の氏名、会社の場合は被代理の会社名を記すこと。なお、共同企業体については共同企業体の名称を記入のこと。
 - (2) 設計金額欄には、請負対象額を円位まで記入のこと。
 - (3) 金額欄に記入する数字には、拾、百、千、万は用いないこと。
3. 契約書について
 - (1) 契約書の発注者欄は、すべて次のとおりとすること。
 - ①本庁の場合
島根県
島根県知事 ○ ○ ○ ○ 、 ㊟
 - ②地方機関の場合
島根県
島根県○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 、 ㊟

(2) 契約書の頭書の請負者欄（単体業者の場合）の記入については、次のとおりとすること。

住所、会社名、代表者（受任者）名、㊦

(3) 共同企業体についての契約書の記載について

契約書の頭書の請負者欄は次のとおりとする。

〇〇共同企業体

代表者 住所、会社名、代表者（受任者）名、㊦

構成員 住所、会社名、代表者（受任者）名、㊦

4. 請負契約の変更の場合の印紙税について

(1) 契約金額を増額する場合は、変更契約書に増加金額のみを記載し、その増加金額に応ずる印紙を貼付する。なお、一万円未満の場合は非課税（印紙税法第5条の1）のため貼付を要しない。

(2) 契約金額を減額する場合は、変更契約書に減少金額のみを記載する。

ただし、印紙税については、当該金額の多寡にかかわらず金額の記載のないものとみなして、二百円の印紙を貼付する。

(3) 工期の延長その他金額を記載しない場合は、二百円の印紙の貼付を要する。

管 発 第 6 0 3 号
平成13年3月23日

土 木 部 各 課 長
隠岐支庁土木建築局長
隠岐支庁空港建設局長
各土木建築（土木）事務所長
浜田河川総合開発事務所長 様
高速道路事務所長
出雲空港管理事務所長
宍道湖東部浄化センター所長
宍道湖西部浄化センター所長

土 木 部 長
（ 管 理 課 ）

「入札及び契約事務について」の一部改正について（通知）

平成12年3月28日付け管発第796号で通知したこのことについて、下記のとおり改正し、平成13年4月1日から施行することとしましたので、通知します。

記

改正内容

1 入札書のあて名について

「入札書のあて名は、所長に委任された事務であると否とにかかわらず知事名とすること。」

を

「入札書のあて名は、知事とすること。ただし、地方機関の長に委任された事務である場合は、当該地方機関の長とすること。」

とする。